

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 1 1 月 1 6 日付けの児童扶養手当支給停止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法 9 条 1 項の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

平成 2 9 年度確定申告の修正申告（4 0 1 K）をしたところ税額が変わったため返納する旨の通知が届いたが、税務署から平成 2 9 年確定申告時の記載ミスによるもので、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

児童扶養手当の所得額の計算方法は知り得ないものであり、社会保険料控除額を全て医療費控除に転記して〇〇区税務課と福祉部へ誤って伝えたことは私の不足によるものでなく、また、借金として手

当を受給しているものでもなく不当に区民の生活をおびやかす行政である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年4月18日	諮問
令和4年5月23日	審議（第66回第3部会）
令和4年6月20日	審議（第67回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給対象者

法4条1項は、市長（特別区の区長を含む。）は、父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童等の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとしている。

(2) 支給金額

法5条1項は、手当は、月を単位として支給するものとしており、平成30年4月以降のその額（基本額）は、同規定及び法5条の2第1項、3項並びに法施行令2条の2第1項の規定（平成31年政令第116号（平成31年4月1日施行）による改正前のもの）により、42,500円としている。

(3) 支給の制限

手当の受給資格を有する者について、法9条1項は、手当は、その者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童（以下、扶養親族等と同児童を併せて「扶養親族・扶養外児童」という。）で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととしている（以下「支給制限」という。）。

なお、平成30年法律第44号（平成30年10月1日施行）による改正前の法9条1項（以下「改正前規定」という。）において、上記期間は「その年の8月から翌年の7月まで」とされており、当該改正法附則6条1項（以下「改正法附則規定」という。）は、経過措置として、平成30年10月以前の月分の支給制限については、なお従前の例によるとしている。

(4) 法9条1項の適用に関する政令の規定

ア 法施行令2条の4第1項の規定及び同項の表は、法9条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族・扶養外児童が2人以上であるときは、870,000円に扶養親族・扶養外児童のうち1人を除いた扶養親族・扶養外児童1人につき380,000円を加算し、老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円をその額に加算した額（請求人の場合は、1,350,000円）としている。

イ 法施行令2条の4第2項の規定及び同項の表は、支給制限は、扶養親族・扶養外児童が2人（うち老人扶養親族が1人）であって、同項に規定する所得が2,780,000円（1,920,000円に扶養親族・扶養外児童1人につき380,000円を加算し、老人扶養親族1人につき100,000円を加算した

額)未満であるときで、かつ、監護する児童が1人の場合は、基本額一部支給停止額に相当する部分について行うものとしている。

また、当該所得が2,780,000円以上である場合は、手当の全部について支給制限を行うものとしている。

イ 法9条1項に規定する所得について、法施行令3条1項本文は、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、法施行令4条1項本文は、所得の額の計算方法は、その年の4月1日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額、退職所得金額等から80,000円を控除した額とするとしている。

(5) 現況届

法施行規則4条は、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額(法施行令3条及び4条の規定によって計算した所得の額をいう。)並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書等の書類を添えて、毎年8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、これらの書類等により証明すべき事実については、法施行規則26条7項の規定によれば、手当の支給機関は、これを公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人を手当の受給資格者と認定して手当を支給してきたところ、本件現況届及び課税台帳により、請求人の前年(平成29年)の所得について、合計所得額が3,248,800円であり、同金額から医療費控除677,674円及

び法施行令4条1項本文に規定する80,000円を控除した額が2,491,126円であること及び扶養親族・扶養外児童が2人(うち老人扶養親族が1人)であることを確認し、当該控除後の所得の額が、扶養親族・扶養外児童が2人であるときについて、法施行令2条の4第1項に定める手当の全部支給の所得制限限度額1,350,000円以上であり、かつ同条2項に定める手当の一部支給の所得制限限度額2,780,000円未満であったことから、基本額一部支給停止額について停止をすべき場合に該当するとして、前回処分を行ったことが認められる。

その後、請求人の平成29年の法定控除後の所得額が3,168,000円に修正されたことから、当該控除後の請求人の所得額が、扶養親族・扶養外児童が2人であるときについて、法施行令2条の4第2項に定める手当の一部支給の所得制限限度額2,780,000円以上であったことから、手当について全部支給停止をすべき場合に該当するとして、本件処分を行ったことが認められる。

その際、支給制限について、改正法附則規定により、平成30年10月以前の月分については従前の例によるとされていることから(1・(3))、処分庁は、改正前規定の期間と現在の法9条1項の規定の期間とを合わせた期間である平成30年8月から令和元年10月までを全部支給制限の対象期間として本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人に対する手当の支給を停止する本件処分は、上記1の法令等の定めに則ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件処分は、平成30年度の課税台帳が修正され、その修正された所得に基づき行われたものである。

そして、処分庁が、上記1の法令等の定めに則って本件処分を行っ

たと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一